

令和4年度 定期利用保育事業

市内認可保育園内の保育室の使い方を工夫し、パートタイム等の就労により、日中保育ができない保護者に代わり一定期間お子さんをお預かりします。

次の①～⑤の要件をすべて満たすお子さんが対象です。

- ① 1、2歳児クラス（平成31年4月2日～令和3年4月1日生まれ）
- ② 市内在住で集団での保育が可能である
- ③ 保護者が就労しており、継続して保育ができない（1か月48時間以上の勤務）
- ④ 認可保育園（小規模保育事業及び家庭的保育事業含む）の入園の申込みをし、入園待機となっている
- ⑤ 日中保育ができる同居親族等がない

※東京都認証保育所、認定家庭福祉員、認定こども園、事業所内保育所等の他の保育施設との併用はできません。

※2歳児クラスで定期利用保育事業を利用している場合、翌年度の3歳児クラスへの認可保育園等のお申込みにおいて、入園選考等基準の調整指数が適用される場合があります。

対象・要件

実施園 保育時間・定員

下記の保育園で実施しています。

※保育園休園日は利用できません。

※小平花小金井雲母保育園、すずのき台保育園については、月曜日から金曜日までの利用となります。

※保育時間内での利用となります。保育時間を超える利用の詳細は各保育園へお問い合わせください。

保育園名	住所	電話番号	保育時間・定員
やさしい森保育園	鈴木町 1-463-1	042(312)0894	7時00分～18時00分 6人（1歳:3人、2歳:3人）
小平花小金井 雲母(きらら)保育園	花小金井南町 2-10-40	042(452)2520	8時30分～16時30分 3人
うれしい森保育園	鈴木町 2-147-10	042(439)5509	7時00分～18時00分 6人（1歳:3人、2歳:3人）
すずのき台保育園	鈴木町 1-166-1	042(313)6355	8時30分～17時00分 5人（1歳:3人、2歳:2人）
しあわせの森保育園	花小金井南町 1-6-20	042(497)5678	7時00分～18時00分 6人（1歳:4人、2歳:2人）
すこやかな森保育園	鈴木町 2-865-8	042(316)1310	7時00分～18時00分 6人（1歳:6人）

実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
（令和5年度は新たにお申込みが必要となります。）

申込方法 申込期間

※お申込みができるのはお子さん1人につき1園のみとなります。
(2園以上申込まれると全ての申込みが無効となる場合があります。)

< 令和4年4月利用開始分 >

市内認可保育園(小規模保育事業及び家庭的保育事業含む)の4月入園の申込み(1次受付期間まで)をした方が対象となるため、利用要件に該当する方については申込書等を送付します。

- 申込期間
令和4年2月9日から令和4年2月18日まで
- 申込場所
利用を希望する保育園(事前に電話で持参日時をお伝えください)
- 受付時間
10時30分~16時30分(土曜、日曜、祝日を除く)

< 令和4年5月以降利用開始分 >

利用要件に該当する方で、利用を希望する場合は各園に直接お申込みください。

- 申込期間
利用を希望する月の前々月の末日まで(土曜、日曜、祝日を除く)

※申込場所及び受付時間については令和4年4月利用開始分と同じです。

お申込みの際に、以下の書類をご持参、ご提出ください。

- ① 定期利用保育事業申込書
(各園で配布の他、保育課窓口、市のホームページからもダウンロードできます。)
- ② 勤務証明書
※認可保育園等の申込み時に提出済の場合は不要ですが、勤務先、時間等の変更がある場合は再度提出が必要です。
※認可保育園等の申込み時に育児休業中の方は復職証明書、採用予定の方は採用後の勤務証明書を利用開始後1か月以内に市役所保育課へ提出が必要です。
- ③ 印鑑 ④ お子さんの保険証、乳幼児医療証 ⑤ 母子手帳

お申込みのあった方の中から、実施施設において定員の範囲内で利用者を決定します。なお応募多数により補欠となった場合は、欠員が生じた際に繰り上げて決定をします。

※面接、健康診断を行い、保育園と利用契約を結び利用開始となります。

※定員の空き状況については市のホームページでも確認できます。

※認可保育園(小規模保育事業及び家庭的保育事業含む)に入園内定した場合、内定を辞退して定期利用保育を利用することはできません。

※契約後、保護者が勤務先を退職することや育児休業等の取得により、その後1か月以上就労しない場合には契約は解除となります。

申込書類

利用者の決定

利用料金

利用時間 (4時間以内)	利用時間 (4時間を超え8時間以内)	8時間を超える場合
22,000円/月	44,000円/月	275円/時間

- (1) 月単位(複数月)での契約となります。
- (2) すずのき台保育園を除き、そのほかの5園は4時間を超える契約のみとなります。
- (3) 4時間を超える契約は、利用料金の負担を軽減するための補助制度があります。
(詳細については令和4年度版入園のしおり42・43ページをご参照ください。)
- (4) 上記利用料金には、給食費を含みます。
- (5) 利用料金は、保育園へ直接お支払いください。

問合せ先

- 各保育園
- 小平市 子ども家庭部 保育課 保育政策担当
Tel 042 (346) 9848

